

# ブロック塀の撤去・改修費用を補助します

お宅のブロック塀は大丈夫ですか？ブロック塀の倒壊は、人命に関わる重大な事故を招き、避難、消火、救助活動の支障となる恐れがあります。北栄町では、**危険なブロック塀**の所有者等に対して、**撤去**または**フェンスや生垣など軽量なものに改修**に要する費用の一部を補助する制度がありますので、ぜひご活用ください。

## 1. 補助対象となるブロック塀等

〈撤去〉 次の①～④に掲げるものすべてを満たす撤去であること

- ① 高さが60cmを超えるコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀
- ② 避難路（住宅や事業所等から避難所等へ至る私道を除く経路）に面したもの  
※上記以外の不特定の者が通過する道路（私道を除く）に面したものは、随時ご相談ください。
- ③ ①②に該当し、建築士またはブロック塀診断士によって危険性が確認されたもの  
（申請後に町で危険性を確認します。）
- ④ ③で危険性が確認されたブロック塀等のすべてを撤去するもの（原則、既存ブロック塀の一部を残すことはできません）

〈フェンス等への改修〉 次の⑤を満たすフェンス等の改修であること

- ⑤ 本補助事業を活用して撤去したブロック塀の範囲に新設する軽量なフェンス、生垣への改修

※ブロック塀への改修は補助の対象にはなりません。

※崩壊の危険性のある擁壁の上にフェンス等を設置する場合や、4m未満の道路沿いにフェンス等を設置する場合には、民地側にセットバックをお願いすることがあります。

## 2. ブロック塀等の改修・撤去を行う技術者

申請者が施工業者に依頼します。

## 3. 補助金の額

〈撤去〉 次の(ア)～(ウ)のうち最も低い額が補助額になります

- (ア) 30万円
- (イ) 撤去するブロック塀の長さに単価18,000円/mと3分の2を乗じた額
- (ウ) 工事費用に3分の2を乗じた額

〈フェンス等への改修〉 次の(ア)～(ウ)のうち最も低い額が補助額になります

- (ア) 20万円
- (イ) 新設するフェンス等の長さに単価25,000円/mと3分の1を乗じた額
- (ウ) 工事費用に3分の1を乗じた額



倒壊したブロック塀（平成28年熊本大震災）



安全な軽量フェンスへの改修例

### ◆問合せ先◆ 北栄町役場 地域整備課 地域整備室

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

〒689-2111 北栄町由良宿423番地1（大栄庁舎2階）

電話：0858-37-3117（地域整備課内 地域整備室 直通）

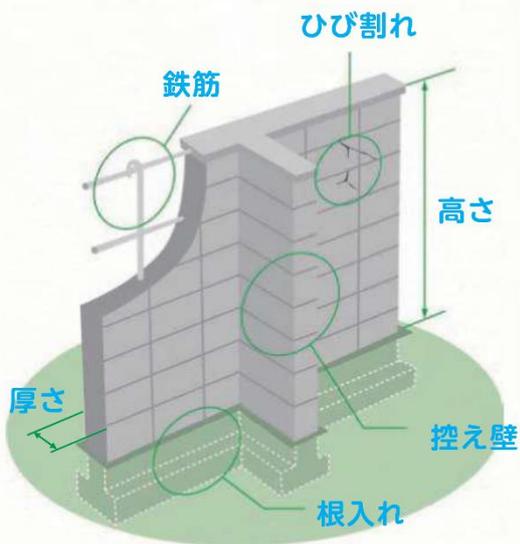


上のQRコードから申請書等のダウンロード先へ直接アクセスできます

# 危険ブロック塀とは、以下の国土交通省が発表した「ブロック塀の点検のチェックポイント」1～6に一つでも不適合があれば危険と判断されます

## ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



**1 塀は高すぎないか**  
塀の高さは地盤から2.2m以下か。

**2 塀の厚さは十分か**  
塀の厚さは10cm以上か（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

**3 控え壁はあるか**  
(塀の高さが1.2m超の場合)  
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

**4 基礎があるか**  
コンクリートの基礎があるか。

**5 塀は健全か**  
塀に傾き、ひび割れはないか。

〈専門家に相談しましょう〉

**6 塀に鉄筋が入っているか**  
塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）